

# 「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の改定について

池田泉州 TT 証券株式会社

令和7年度税制改正により、「ジュニアNISA口座のみなし廃止」制度が適用となりますので、2026年1月1日より改定いたします。

2026年1月1日改定

(下線部改定)

新	旧
<p>未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p><b>第1条～第8条</b>(現行どおり)</p> <p><b>第9条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p>第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p>② <u>お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p> <p>③ <u>2026年1月1日</u></p> <p><b>第18条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p>第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u></p> <p>② <u>お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u></p>	<p>未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p><b>第1条～第8条</b>(省略)</p> <p><b>第9条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p>第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第18条(未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</b></p> <p>第16条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<u>1日</u> <u>③ 2026年1月1日</u>	
<b>第19条～第26条(現行どおり)</b>	<b>第19条～第26条(省略)</b>
<b>第27条(非課税口座のみなし開設)</b>	<b>第27条(非課税口座のみなし開設)</b>
<p>2024年以後の各年(その年<u>の</u>1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年<u>の</u>1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して<u>非課税口座開設届出書</u>(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「<u>非課税口座開設届出書</u>をいいます。」)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>	<p>2024年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p>
<b>第28条(本契約の解除)</b>	<b>第28条(本契約の解除)</b>
次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。	次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。
① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合	① お客様または法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合
当該提出日	当該提出日
② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合	② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合
租税特別措置法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日	租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
<u>③ 第18条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合</u>	(新設)
<u>租税特別措置法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものと</u>	

新	旧
<u>みなされた日</u>	
④ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合	③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合
出国日	出国日
⑤ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)	④ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)
租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
⑥ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合	⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合
その年の1月1日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日	その年の1月1日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日
⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合	⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合
本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日	本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日
<b>附則</b>	<b>附則</b>
この約款は、 <u>2026 年 1 月 1 日</u> より適用させていただきます。	この約款は、 <u>2023 年 10 月 1 日</u> より適用させていただきます。
以上	以上